

第4回

SNSや掲示板サイトなどを通じた「個人間融資」のトラブル

相談事例

事例1 生活費が不足し、他からの借入れができなかったため、個人間融資の掲示板サイトにお金を貸してほしいと書き込み、返事をしてきた人と直接会って計15万円を借りた。これまでに50万円以上返済したが、さらに400万円を支払うよう連絡がきた。相手は自分の住所を知っている。どうしたらよいか。

(50歳代、男性)

事例2 携帯電話料金の滞納などでお金を借りられるところがなく、SNSで融資をしてくれる人を募った。融資するという人が現れたので、SNSでやり取りをして100万円を借りることにした。保証金として20万円の融資に対して1万円が必要と言われ、5万円を支払ったが、その後、相手と連絡がつかなくなった。だまされたのか。

(20歳代、女性)

問題点とアドバイス

SNSや掲示板サイトなどを通じて、見知らぬ人同士が金銭の貸し借りをする「個人間融資」に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。相談事例では、見知らぬ相手からの「個人間融資」で違法な高金利による貸付けが行われたケースもあり、次のように十分な注意が必要です。

(1) SNSや掲示板サイトなどを通じた「個人間融資」で、見知らぬ相手から借入れをするのはやめましょう

SNSや掲示板サイトなどでの「個人間融資」の投稿や書き込みを通じて、見知らぬ相手から一時的に借入れができたとしても、高額な利息の支払いを求められ返済が困難になることがあります。中には、保証金を支払ったにもかかわらず融資を受けられないといったケースや、融資の条件として下着姿や裸の写真を送るなど性的な要求をされるケースもあります。

「個人間融資」をうたっていても、反復継続の

意思をもって金銭の貸付けを行う場合には、貸金業の登録を受ける必要があります。貸金業の無登録営業は貸金業法違反となります(貸金業法第3条第1項、第11条第1項)。こうした「個人間融資」では、個人を装ったヤミ金融業者により違法な高金利の貸付けが行われ、返済請求額が膨らむおそれがあります。また、個人情報が悪用されるなど、さらなるトラブルに巻き込まれる危険性もあるため、SNSや掲示板サイトなどを通じた「個人間融資」で、見知らぬ相手から借入れをするのはやめましょう。

(2) 多重債務などで困っていたら、自治体の窓口や最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

多重債務などで困っている場合には、自治体の多重債務相談窓口や消費生活センター等に相談してください。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもあるので、まずはそれらの窓口にご相談ください。